

新旧対照表

○神奈川県公報発行規則（第1条関係）

新	旧
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この規則は、神奈川県公報の発行、登載及び配付について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、神奈川県公報（以下「公報」という。）の発行、登載及び配付について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(発行の種類)</p>	<p>(発行の種類)</p>
<p>第2条 <u>神奈川県公報（以下「公報」という。）</u>の発行は、定期及び号外の2種とする。</p>	<p>第2条 <u>公報</u>の発行は、定期及び号外の2種とする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(発行の休止)</p>	<p>(発行の休止)</p>
<p>第3条 定期の公報は、1月1日から同月3日まで、5月3日から同月5日まで及び12月29日から同月31日までの間<u>並びに登載すべき事項がない日は</u>、発行を休止する。</p>	<p>第3条 定期の公報は、1月1日から同月3日まで、5月3日から同月5日まで及び12月29日から同月31日までの間発行を休止する。</p>
<p>(発行方法)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第4条 <u>公報は、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用して、不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報であつて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）として記録されたものの提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法により発行する。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>2 <u>事故その他特別の事情によつて前項に規定する方法により公報を発行することができないとき又は著しく困難であるときは、同項の規定にかかわらず、公報に登載すべき事項を記載した書面を県政情報センターにおいて一般の閲覧に供する方法により、公報を発行することができる。ただし、これによることができないときは、当該書面を適当な場所において一般の閲覧に供する方法により、公報を発行することができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(登載事項)</p>	<p>(登載事項)</p>
<p>第5条 公報には、次に掲げる事項を登載する。</p>	<p>第4条 公報には、次に掲げる事項を登載する。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) <u>公告のうち特に公報に登載する必要があるもの</u></p>	<p>(6) 公告</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>

新	旧
<p>(登載の手續等) <u>第7条</u> (略) 2・3 (略) 4 政策法務課長は、公報に登載する事項(公告その他これに類するものを除く。)ごとに、その種別に従い、番号を付するものとする。</p>	<p>(登載の手續等) <u>第6条</u> (略) 2・3 (略) 4 政策法務課長は、第1項又は第2項の規定により原議及び原稿の送付を受けたときは、次条に定める期日ごとに取りまとめ、登載種別に従い、法令番号簿(第1号様式)に記載し、公報の原稿を編集するものとする。</p>
<p><u>第8条</u> (略) (校正) <u>第9条</u> 第7条第1項及び第2項に規定する原稿に係る公報の校正は、主管課等において行う。</p>	<p><u>第7条</u> (略) (校正) <u>第8条</u> 第6条第1項及び第2項に規定する原稿に係る公報の校正は、主管課等において行う。</p>
<p><u>第10条</u> (略) (削除)</p>	<p><u>第9条</u> (略) (公報の閲覧) <u>第10条</u> 公報は、発行の都度、県政情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。</p>
<p><u>第11条</u> (略) (有償配付) <u>第12条</u> (略) 2 公報を月極めで有償配付を受けようとするものは、公報購読申込書(別記様式)により、知事に申し込まなければならない。</p>	<p><u>第11条</u> (略) (有償配付) <u>第12条</u> (略) 2 公報を月極めで有償配付を受けようとするものは、公報購読申込書(第2号様式)により、知事に申し込まなければならない。</p>
<p><u>第13条</u> (略) (削除)</p>	<p><u>第13条</u> (略) 第1号様式(法令番号簿)(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4横長型)</p>

新	旧				
<p>別記様式（第12条関係）（略）</p>	法令番号	題（件） 名（主管課等）	月 日	公報番号	備 考

新旧対照表

○神奈川県公報発行規則（第2条関係）

新	旧
<p>(目的) 第1条 この規則は、神奈川県公報の発行及び登載について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～第10条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、神奈川県公報の発行、<u>登載及び配付</u>について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～第10条 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(無償配付) 第11条 公報は、次に掲げるものに無償で配付する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(1) <u>県議会議員</u> (2) <u>県内各市役所、町村役場及び市町村議会</u> (3) <u>その他特に必要と認めるもの</u> (有償配付)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第12条 公報は、前条各号に掲げるもの以外の希望者に対して有償で配付する。 2 <u>公報を月極めで有償配付を受けようとするものは、公報購読申込書（別記様式）により、知事に申し込まなければならない。</u> (購読料)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第13条 公報の購読料の額については、知事が別に定める。 2 <u>公報の購読料は、公報の各号ごとの購読にあつては購読する部数に応じ、月極めの購読にあつては購読する部数及び月数に応じて、申込みの際に支払わなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>別記様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）</u></p>

新	旧
	<p style="text-align: center;"><u>公 報 購 読 申 込 書</u></p> <p>神奈川県公報を 年 月分から 年 月分まで 箇月分 部購読したいので申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 (法人にあつては、事務所等の 氏 名 (所在地、名称及び代表者氏名) 事務担当課 (係) 事務担当者氏名 電話番号</p> <p>備考 1 <u>事務担当課 (係) 及び事務担当者氏名は、法人の申込みの場合に記載してくだ さい。</u> 2 <u>上記住所 (所在地) と神奈川県公報の送付先が異なる場合は、送付先を記載し てください。</u> 郵便番号 住 所 (所在地) 送 付 先</p>